

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年4月3日（平成27年（独個）諮問第15号）

答申日：平成28年8月1日（平成28年度（独個）答申第7号）

事件名：本人に係る特定日作成の「被保険者記録の事前通知（58歳通知）」の返送郵便物封筒表示内容の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人に係る平成19年9月3日作成の「被保険者記録の事前通知（58歳通知）」の返送郵便物封筒表示内容（名宛人及び返送理由等が確認できるもの）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成27年1月23日付け年機構発第15号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、この取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 裁定請求書等を送付する事務（前提）

（ア）年金たる保険給付を受ける権利の消滅時効の防止について

（昭和42年4月5日庁文発第3665号／社会保険庁医療保険部長・社会保険庁年金保険部長通達）

厚生年金保険、船員保険および国民年金の年金たる保険給付を受ける権利（基本権）は、受給権者の請求に基づいて厚生労働大臣又は都道府県知事が裁定することになっているが、この裁定請求を5年間行わないままにしておくこと基本権が時効によって消滅することになっている。しかしながら、裁定は、現実に年金の支払を受けるための手続上の要請として行われるものであり、その本質はすでに発生している基本権の確認処分と解される。したがって、裁定請求

の処理にあたっては、次の事項に御留意のうえ、現行法令の許容する限度において、できるかぎり弾力的な運用を図るとともに、受給権者に対する早期裁定請求の指導の徹底を期し、もって時効による受給権の消滅の防止を期するよう特段の御配意を煩わしたい。

(イ) 厚生年金法施行規則

(被保険者及び被保険者であった者に対する情報の提供等)

第128条 厚生労働大臣は、被保険者及び被保険者であった者に対し、必要に応じ、年金たる保険給付を受ける権利の裁定の請求に係る手続に関する情報を提供するとともに、当該裁定を請求することの勧奨を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による情報の提供及び勧奨を適切に行うため、被保険者であった者その他の関係者及び関係機関に対し、被保険者であった者に係る氏名、住所その他の事項について情報の提供を求めることができる。

附則（平成25年1月9日厚生労働省令第1号）

この省令は、平成25年4月1日から施行する。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

厚生年金保険法100条の4第1項42号、厚生年金保険法施行規則93条10号

(ウ) 平成25年6月11日開催第20回社会保障審議会日本年金機構評価部会資料2-1「日本年金機構中期目標・中期計画におけるこれまでの取り組みと今後の進め方」

(送付を実施する／したこととされる各種のお知らせ)

- ・被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」
- ・60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方に対するターンアラウンド年金請求書
- ・65歳に老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生する方に対するターンアラウンド年金請求書
- ・特別支給の老齢厚生年金の受給権があるにもかかわらず、未だ年金の決定がされていない方に対する65歳の3カ月前にするターンアラウンド年金請求書
- ・69歳まで年金の裁定請求を行っていない方に対する請求の手続きを勧奨するお知らせ

イ 返送郵便物の取扱い

(ア) 平成25年10月31日開催第7回年金記録問題に関する特別委員会議事録

(日本年金機構総務部長)

次に20ページをお開きいただきたいと思います。返送郵便物の取り扱いについてでございます。本来、返送時の対応は、住所を確認の上、再送付や再発行などでありまして、返送状況を把握する必要はありますが、返送郵便物の保存までは不要と考えております。今後の取り組みとしましては、25年度から郵便物の様式を統一し、バーコードを印刷するためのシステム改修を進め、26年度にバーコード情報を管理するシステムを構築しまして、システム稼働は27年度以降になる見込みであると考えております。

既存の返送郵便物のうち「ねんきん定期便」、それから、「ねんきん特別便」などにつきましては、既に返送状況をシステム管理いたしております。また、年金証書など、現物を再送付する必要があるものにつきましては、年金事務所に回付するなどした対応をさせていただきます。

それ以外の既存の返送郵便物につきましては、当面、保管することといたしまして、現物の保管の必要性、廃棄のリスクなどを十分に精査した上で、廃棄の時期を検討していきたいと考えております。

(イ) 平成26年1月17日年金記録問題に関する特別委員会報告書
「年金記録問題－正常化の軌跡と今後の課題」本編平成26年1月概要6

(2) 各種のお知らせ便への未回答と未到達の多さへの対応

これら各種の「お知らせ」については、送付数の4～5割の方々がご回答をお寄せくださり、いずれもそれなりの期待効果を見せてはいるが、残りは、未回答と未到達であり、その多さが対応すべき課題であった。そこで、年金機構としては、分かりやすい文書とするため、定期的に外部から「文書モニター」を募集し、このモニターの方々と年金記録回復委員会の委員とで、各種のお知らせ便の表現方法の改善が行われた。

送付者に対する未到達者の比率は、これまでの累計送付数での平均値は2.3パーセントになっている。このため、各種のお知らせ便の未到達となったものについて、極力直近の住所を把握し、各種便の再送付が行われた。

ウ 不開示理由「文書不存在」について

以上から、平成19年9月3日に作成されたとされる「被保険者記録の事前通知(58歳通知)」(以下「本件通知」という。)が不存在である場合、本人の個人情報記録された本件通知の管理状況について、次のいずれかの回答を求める。

(ア) 本件通知は、作成されていない。

(イ) 本件通知は、作成され、郵送されたが返送された。当該返送郵便

物について、

- (1) 「住所を確認」し、「再送付や再発行」し、「返送状況を把握」し、廃棄した。
- (2) 「住所を確認」し、「再送付や再発行」し、「返送状況を把握」し、移管した。
- (3) 「住所を確認」し、「再送付や再発行」し、「返送状況を把握」し、紛失等した。

前記2の場合、次のすべてについて回答を求める。

- ・ 確認した住所（封筒記載の送付住所、旧社会保険庁及び日本年金機構が保有する本件通知送付時の被保険者記録上の住所）
- ・ 再送付や再発行した場合はその旨及びその年月日
- ・ 把握した返送状況（「あて所に尋ねあたりません」、「あて名不完全で配達できません」等の郵便返還理由）
- ・ ①廃棄した場合は、廃棄を決定した日（大臣等の承諾等を要した場合はその日）及び廃棄年月日
- ・ ②移管した場合は、移管先及び移管年月日
- ・ ③紛失等した場合は、紛失等を知った日

(2) 意見書

ア 諮問庁による理由説明書に対する意見

(ア) 背景1－2行目

異議申立人は、平成26年10月8日家庭裁判所の審判により本人の成年後見人に選任され、以降本人の年金請求を含む後見事務を行っています。なお、選任以前の年金手続等には関与しておりません。

(イ) 背景3行目

「訪れた際」とは、いつのことか、明らかにされたい。

(ウ) 背景4行目

「消滅時効が完成しており、」について。

いつ誰の決定により消滅時効の援用が行われたのか、明らかにされたい。国による決定がなければ消滅時効の効力が生じないことは、後記補足1：記載のとおり。窓口訪問時に既に「完成」ということは、年金請求前に国による消滅時効の援用決定がされていたということなのか、または、お客様相談室相談員に対し国による消滅時効の援用決定権限が委譲されているということなのか、明らかにされたい。

補足1：

厚生年金保険法92条（時効）4項（平成19年7月6日法律第111号同日施行）により、会計法31条の規定を適用し

ない旨の規定が設けられたことにより、同法施行日より、時効による年金受給権の消滅の効果は、当該権利の発生から5年の時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、国により時効の援用されたときに初めて確定的に生ずるものとされた。

(エ) 背景5－8行目

本人の厚生年金記録の統合日は平成21年7月7日、本人は平成21年8月1日に60歳に達したので、60歳の3か月前に特別支給の厚生年金に係る情報（年金請求書）を送付することはできなかったと推測されます。問題は、同年金記録の統合後、遅くとも本人が65歳に達する3か月前を目安に送付されるべきであった65歳年金請求書の送付時までの間に、本人に対し諮問庁が年金請求書を平成19年9月3日記録通知の「未送達」を理由に送付しなかったことにあります。

(オ) 背景9－10行目

「未送達となったことにより」について。

後記のとおり、その「未送達となった」原因を明らかにするべく本件開示請求に至りました。

(経緯)

平成26年10月21日、異議申立人は年金事務所窓口において、お客様相談室主任A氏から本人情報等と一緒に年金請求書を受領しました。その中に「年金裁定請求遅延に関する申立書」が含まれており、未請求年金について、一部消滅時効期間（5年）を経過していることを確認しました。

平成26年11月12日15：09－15：24、異議申立人は年金事務所へ電話し、電話に出られた職員B氏に「未送達」とはどういう意味か確認したところ、同氏から「未送達」とは発送した送付物が戻って来たということです、と回答されました。そこで、異議申立人は本人の本人情報上の住所氏名宛に諮問庁が同通知を送付したとされる同時期に他の郵便物が届いていることを伝え、何故返送されたのか調査のうえ、連絡をもらいたいと伝えました。

同日17：43－17：58、前記A氏から電話を受け、次の1及び2のとおり回答されたため、返送された送付物が諮問庁に在るか否かを確認のうえ、あらためて連絡をもらうこととしました。

- a 送付物は発送されたが、届けられず返送されたと思われます。
- b 送付物は日本年金機構から直接発送され、直接返送されます。

平成26年11月14日14：27－14：35、前記A氏から電話を受け、次の1ないし3のとおり回答されました。しかし、

異議申立人は、諮問庁が取得し保有する本人の正確な登録住所氏名へ宛てて通知をしたのなら、郵便物が返送されたのは何故なのか（住所又は氏名の記載が不完全であったのではないか）、また、再送されないのは何故なのか、本人に係る郵便物（個人情報）の管理状況の実態はどうなっているのか疑問を覚え、これら疑問が解消されないまま、消滅時効を援用する決定が行われることは問題であると考え、「年金裁定請求遅延に関する申立書」は提出できないこと、同文書は提出せずに年金請求を行うことをA氏に伝えました。

- a 平成19年9月3日、年金記録通知が登録住所地へ発送されたが返送されました。戻って来た送付物の現物は確認できないそうです。
- b 前記1の通知が送達されなかったため、以降の通知（60要件有案内、65歳年金請求書）は送っても無駄だからということで発送されませんでした。
- c ねんきん定期便情報照会処理票記載の「発行区分」に「発送」と記載ありますが、これはA氏にも知らなかったのですが発送したという意味ではなく、要件有案内及び年金請求書は発送されていないということでした。

平成26年11月27日、異議申立人は「年金裁定請求遅延に関する申立書」は提出せず、消滅時効援用の適否の判断に供するため「年金裁定願い及び請求遅延に関する事情説明書」を添付し、老齢基礎厚生年金請求書を年金事務所窓口に出しました。そこで、老齢基礎厚生年金の請求書の受付控え別紙（説明事項のご確認）には前記A氏により「検討後の決定となります。」と記載されました。

（カ）背景11行目

「年金事務所から代理人に対し、次の説明をした。」について

平成26年11月27日、年金請求書提出時に、年金事務所お客様相談室長C氏が、座って相談を受けている異議申立人に対し、立ったまま「(TA請求書は) サービスですから！」とだけ言い放った事実のことでしょうか。異議申立人は、それは「説明」ではないと考えています。

厚生年金保険法施行規則128条（被保険者及び被保険者であった者に対する情報の提供等）の施行（平成25年1月9日）後である平成26年3月31日時点で、その利用に供する正確な住所氏名等が諮問庁において取得され保有されていた本人（被保険者）に対し、諮問庁が同法令に基づく情報の提供等（年金請求書

の送付)を行わなかったことは、本人の責めに帰すべき特段の事情(正確な住所を知らせていなかった等)が無い限り(ちなみに、無いです)、不作為による同法令違反であると思料されるどころ、前記C氏には諮問庁により正確かつ最新の情報が取得・保有され適正な情報利用がなされたか事実関係の把握に努めようとする様子は見受けられませんでした。但し、前記C氏が法令を知らず、または、知っていても法令を遵守する意思がなく、「サービスですから!」と言い放つことをもって、「説明」を済ましたと考えている場合は別。

(キ) 背景13行目

「消滅時効の完成に影響しない」について。

その点について現在、本人と厚生労働省との間で係争中です。

(ク) 背景14行目

「7年前のことで」について。

第7回年金記録問題に関する特別委員会(平成25年10月31日)の資料によると、「年金記録問題を考慮し、平成21年10月11日厚生労働大臣の指示で、今後、年金に直接無関係でも、社会保険庁・年金局関連の資料は廃棄は不可。廃棄の際には、厚生労働大臣の許可が必要とされた。」と記載されており、同委員会資料「参考2」日本年金機構文書管理のスケジュール(案)によると一部廃棄は平成26年以降頃から行われ始めたようです。

封筒原本自体は、同大臣指示以前に廃棄されていたのでしょうか、または、平成26年以降に廃棄されたのでしょうか、明らかにされたい。

(ケ) 背景14行目

「提供できない可能性が高い。」について。

可能性が無いわけではないのなら、調査し、提供されたい。

(コ) 背景15-17行目

「しかし、代理人から・・・が原因である。」について。

違います。異議申立人の主張は次のとおりです。

- a 諮問庁は、請求人の特別支給の厚生年金受給権が発生したこと、請求されたときは給付義務のあることを知りながら、請求人の正確かつ最新の住所を取得保有しているにもかかわらず、「送っても無駄」などとし、本人に対し、法令に基づく通知(年金請求書送付)を行わなかった。その一方で、諮問庁の委託元である厚生労働省が請求遅延を理由に同年金の消滅時効を援用し、本人に対する年金給付義務を免れることは、信義則に反する。信義則に反するときは、年金を支給する場合があるこ

とは判例，通達，後記補足 2：等に記載のとおり。

補足 2：

平成 25 年 3 月 31 日付け時効特例給付の業務実態等に関する調査委員会報告書（厚生労働省年金局，日本年金機構連名による「時効特例給付の業務実態等に関する調査結果について」）より

「事務処理誤り」について付言すると，時効特例給付に限らず，国等からの行政上の各種給付について，関係事務処理を誤るなどの行政側の手落ちがあった場合，すなわちその意味で行政側に帰責性が認められる場合を一般的に「事務処理誤り」と言い，その場合は，行政遂行上の信義則として，当該給付を支給することがある。したがって，「時効援用しない事務処理誤りに係る認定基準」は，そのような行政上の一般的取扱いとの関連のもとに，時効援用しない場合の基準の一つとして「事務処理誤り」を挙げたものと解される。

- b 取得した正確な住所氏名宛に適時に通知（年金請求書）を受けた被保険者との間で，不統一・不平等な取扱いを受けており，行政事務における平等的取扱いの理念に反する。
- c 諮問庁は，前記 a の「送っても無駄」と判断した理由として，平成 19 年 9 月 3 日に発送されたとする記録通知が返送されたからと述べた。だから，本件開示請求のとおり返送原因を知る必要がある。
- d その利用に供されるべきであった正確な情報を，不作為により利用しない（通知しない）とする取扱いが構造的に生じ，もって本人，その後見人または監督機関（裁判所）に不利益を生じさせるときは，不法行為に基づき，その賠償を請求する。

(サ) 背景 18 - 19 行目

「本人は，30 年以上・・・理由を明確にしたい。」

そのとおりです。

(シ) 背景 20 行目

「機構（社会保険庁）の書類管理は頗る杜撰であり，」等と申したことはありません。外部の異議申立人には知りえません。

(ス) 背景 21 行目

「全くばかげている。」等と申したことはありません。

「ばかげている」で済まされる問題ではないからです。多くの国民の膨大な情報・財産を取り扱う機関は，情報の取得・保有・管理・利用等に誤り・不備が生じたときは，事実を把握し，原因を究明し，誤りを防止する対策をとり，国民に不利益を与えない

よう努める義務があると考えております。

(セ) 背景 2 1 行目

「キッチンとした対応をしていただく。」等を申したことはありません。

本件において、「キッチンと」等という軽い（個人のご家庭の整理整頓の話ではありません）言葉を使用する言語感覚は持ち合わせておりません。異議申立人の法的主張は前記のとおりです。

(ソ) 背景 2 0 - 2 1 行目

これらの記載は、諮問庁名無し氏の作文であり、異議申立人の意見・趣旨とは無関係です。諮問庁が自らの理由説明書に自らの意見を記載することは自由ですが、異議申立人の意見（内心？）として諮問庁が作文し説明されることは疑問です。

(タ) 経過 (1)

そのとおりです。

(チ) 経過 (2) 1 行目

「文書は既に廃棄されており,」について。

ここでいう「文書」とは封筒原本のみのことなのか、それとも、異議申立人が異議申立書第 3（上記（1）ウ）において開示を求めた情報の一切が廃棄されたということなのか、明らかにされたい。

(ツ) 経過 (2) 2 - 4 行目

「通常であれば、不存在であることを説明のうえ、請求の取下げを勧奨するところ」について。

知りません。取下げの勧奨をされなかったことは事実です。

(テ) 経過 (3) 4 - 5 行目

「予め申立人が用意した選択肢に沿って回答するように主張している一方、具体的な記載がない。」について

個人情報の開示を請求するに際し、本件に於いて、本人に係る一切の情報を網羅的に開示せよと請求する必要性は無いと判断し、かつ、開示されたい情報は都度本人として可能な限り限定し、特定して請求する方が良い（本人がどの情報の開示を求めているのか、相手は「具体的に」確認できる）と思料した結果、平成 2 7 年 2 月 4 日付け異議申立書第 3（上記（1）ウ）のとおり記載いたしました。開示の様式は、本人の様式に従わなければならないという法令は無いのだから（ある場合異議申立人の無知によりますのでご教示ください）、具体的に開示されたいとした情報について、その存否及び存在するときはその情報を諮問庁の様式（？）に従い開示されれば良い、と考えておりました。

厚生労働省が行政事務を委託する行政機関（に準じる？）に対し、

そのような前置きまで国民の側からしなければならないとは考えておりませんでした。

なお、平成26年12月26日、年金事務所窓口において本件開示請求書を記載し提出する際に、同事務所副所長D氏に対し、知りたいこと及びその趣旨を述べたうえで、開示を請求する保有個人情報の特定について、具体的な記載方法の教示を求めましたが、教示されませんでした。

(ト) 経過 (3) 6-8行目

「また、本件とは別に「照会書」として、「基礎年金番号が付された日」について回答を求める文書が添えられていた。」について。

平成27年1月22日14:20-14:55、年金事務所窓口にて、同事務所お客様相談室年金相談担当E氏から次のaないしgのとおり回答されました。基礎年金番号が付された日及び記録統合日について年金事務所窓口にて明確な回答が得られなかったため、照会書を異議申立書に同封し、諮問庁へ送付することとしました。

a 基礎年金番号制度は平成9年1月1日に開始しました。

b 本人は共済に加入していたので、同日、共済発行の基礎年金番号が付されたと推測されます。

c 平成15年の(退職後)国民年金加入時に、当時の本人の住所が確認されたと思われます。

d 住所変更がないにもかかわらず、案内が送付されなかった方は色々な事情により他にもいたと記憶しています。職場の同僚や同年代の知人友人から年金請求書が届き、年金請求したことを聞き、自分には届かないのはおかしいと思い年金事務所を訪ねてみたという方がおり、その方は大事には至りませんでした。

e 前記dの原因は、返送郵便物の確認が困難なためとされ、明らかにされていないことが多いと思われます。

f 厚生年金保険法施行規則128条の改正は知りませんでした。

g 記録が統合された日は、被保険者によりまちまちですので(本人の年金記録統合日について回答無し)。

(ナ) 諮問庁としての見解 (1) 1-3行目

「誤植と思われるため、当記載があったものとして」について。そのとおり、異議申立人の記載誤りです。訂正いたします。

(ニ) 諮問庁としての見解 (1) 4-5行目

「文書不存在」について。

封筒の原本のみのことなのか、前記異議申立書第3記載(上記(1)ウ)の本人が具体的に開示を請求している情報の一切が不存

在なのか、明らかにされたい。

(ヌ) 諮問庁としての見解(2) 1-25行目

「一方、・・・推察されるが、」について。

そのとおりです。

(ネ) 諮問庁としての見解(2) 2-3行目

「返送状況」についての管理はしているものの、郵便の「未達理由」については不明である。」について。

郵便局が通知する郵便返送理由が「不明」であるとは、確認自体していないということなのか、確認はしているが記録していないということなのか、確認し記録したが記録を廃棄又は紛失したということなのか、明らかにされたい。

(ノ) 結論

諮問庁は、本人が開示請求を求めている情報及びその趣旨を知りながら、一部の情報(封筒原本廃棄により不存在)についてしか回答しておりません。その他の情報については、存在すら明らかにしておりません。よって、本件異議申立ては正当であり容認されるべきであります。

(ハ) 補足(1) 1行目

「妥当であった」について。

妥当であったとは考えられません。

(ヒ) 補足(1) 3-4行目

「平成17年9月15日庁文発第0915001号「裁定請求書の事前送付の実施について」により、平成17年10月から実施」について。

年金事務所において何度か根拠を訊ねたのですが、回答いただけ無く知りませんでした。同通達について開示を求めたいので、その請求方法を教示されたい。

(フ) 補足(1) 8-9行目

「平成17年9月15日庁業発第16号「裁定請求書の事前送付の実施に伴う事務取扱いについて」により」について。

年金事務所において何度か根拠を訊ねたのですが、回答いただけ無く知りませんでした。同通達について開示を求めたいので、その請求方法を教示されたい。

(ヘ) 補足(1) 9-11行目

「被保険者記録の事前通知」(58歳時送付)が未送達であって、住所変更処理が行われていない者は、TA請求書の対象としないとされている。」について。

次のとおり確認済みです。

平成26年12月26日11:34-12:53年金事務所お客様相談室F氏から電話を受けた。

F氏：要件有案内及び年金請求書を送付しなかった事務の根拠は、「指示依頼平成25年度ねんきん定期便の概要」に記載があります。同概要によると、送付対象者について次のとおり記載されています。「前回の年金定期便が未送達となった方は送付対象外。但し、前回の定期便作成期限以降、次回の定期便の作成年月日の前日までに住所変更処理が行われた方は送付対象となる。」

異議申立人：同期間を通じて一度も住所変更が無い方で、社会保険庁及び日本年金機構から他の郵便物を当該住所地で受領し続けている方が、「未送達」とされた場合、無い変更の届出は出せないから、その方の住所変更を届け出るはずが無いです。変更処理も何も住所を確認できているのだから、機構が58歳時に郵便送付に失敗し、さらに「送っても無駄」などという判断ミスを重ねた結果、年金請求書が送付されなかったという事案であり、そういう方はどうなるのですか、と質問しているのです。その概要は答えられていないでしょう。

F氏：そうですね。

補足3：

住所変更「処理」というのが何のことか良くわかりません。本人は住所を変更しておらず、国民年金保険料の免除申請の認定を受けていたため、平成16年から21年まで毎年最新の住所及び所得等が諮問庁により取得されており、これらの期間を通じて決定通知、平成24年には後納通知が、保有する個人情報に基づき同住所に送付されておりました。変更「処理」は諮問庁が行うものと思料致しますので、諮問庁が「処理」を怠っていただけと考えます。

(ホ) 補足(1) 12-13行目

廃棄された日を明らかにされたい。

(マ) 補足(2) 1-3行目

「当異議申立てに「照会書」と題する書面が添付されていたが、本件には直接関わりの無い、一般的な質問内容であったため」について。

照会書は「添付」ではなく、同封です。

前記(ト)のとおり年金事務所窓口にて回答されるべき「一般的な質問」すら明確な回答がなされなかったため、同封することとしました。

平成27年3月9日16:45-16:47, 年金事務所副所長D氏から電話があり、「本部から平成27年2月4日付け日本年金機構宛照会書についてこっちから回答するよう言われた。」との連絡を受けたので, どちらでも良いから文書で回答されたい旨伝えました。同年同月12日, 同照会に対する回答書を受領しました。なお, 統合日は前記のとおり, 係争中の事案と無関係な情報ではありません。

イ その他の意見

- (ア) 異議申立人は, 別な方の後見人に選任された際(平成23年春), 年金事務所に対し, その方の送付先として異議申立人の事務所を届け出たことがあります。翌年その方の確定申告時に, その方の諮問庁の源泉徴収票が届いていないことに気づきました。年金事務所に訊ねたところ, 「未送達」となり「返送」されたと聞かされました。返送された旨の連絡はなかったので送付されたこと自体知りませんでした。私の事務所なので返送はあり得ないと伝えたところ, 「宛名が消えていた。」などと意味不明のことを言われました。送付物の原本を確認させて欲しいと申し出たところ(「返送」ではなく「誤送付」であった場合は情報漏えいだから), 「本部から発送され本部へ返送されるので確認できない。」と説明を受けました。その時は, 窓口で源泉徴収票の再交付を受けたので, 本当に「返送」されたのか, という不安は払拭されないうままでしたが, それ以上追及する必要は無いと判断しました。しかし, 行政事務を取り扱う機関が郵便の送付もまともにできないという事実衝撃を受けたことを記憶しています。窓口担当者に驚く様子が見受けられなかったことも衝撃でした。当然謝罪も受けておりません。
- (イ) 本件も「未送達」「返送」「封筒原本確認不能」との諮問庁からの説明が前記(ア)と共通しているところ, 本人には特別支給の厚生年金の一部支給という不利益が発生しているため看過できず, 本件開示請求に至りました。
- (ウ) 異議申立人が開示を請求したい情報は, 異議申立人の平成27年2月4日付け異議申立書第3(上記(1)ウ)記載のとおりです。また, 諮問庁による理由説明書に対し, 前記第1「諮問庁による理由説明書に対する意見」記載のとおり疑問が生じたため, それらについても「明らかにされたい」「提供されたい」「教示されたい」等と記載した箇所の回答を求めます。
- (エ) 諮問庁及びその委託元である厚生労働省には, 不開示としなければならない特段の事情(自庁にとって不都合な事実の隠蔽を除く)の無い限り, 真摯に, 本人に係る情報の開示に応じていただきたい。

(オ) 諮問庁及びその委託元である厚生労働省には、外部による行政事務の監査を受けられたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 背景

- (1) 本人にかかる年金手続等は、本人の法定代理人（成年後見人）である異議申立人が行っている。
- (2) 異議申立人が、本人の老齢年金請求のために年金事務所を訪れた際、支払額の一部（2か月分）に消滅時効が完成しており、支払われない期間があることが判明。

また、通常であれば、日本年金機構から「ターンアラウンド請求書」（年金請求の勧奨を目的として、年金の受給権があると判断できる方に対し、60歳の三か月前を目安として年金請求書を送付している。以下「TA請求書」という。）が郵送されるどころ、本通知（請求者が58歳の時に送付）が未送達であったために、送付していなかったことが判明。（後述5のとおり、本通知が未送達となったことにより、当該TA請求書が送付されていなかったため。）

- (3) 年金事務所から異議申立人に対し、次の説明をした。

ア TA請求書は、年金請求にあたっての必須書類ではないことから、書類の到達状況の因果関係はなく、消滅時効の完成に影響しない。

イ 希望する書類に関しては7年前のことで、提供できない可能性が高い。

- (4) しかし、異議申立人から以下の強い主張がされたうえ、開示請求に至る。

ア 年金が全額支払われないのは、機構（旧社会保険庁）かたTA請求書が届かなかったことが原因である。

イ 本人は、30年以上、同住所に住んでおり、他の郵便物は全て届いている。

よって、機構からの本件通知が未送達となった理由を明確にしたい。

ウ 機構（旧社会保険庁）の書類管理は頗る杜撰であり、このことで本人が不利益をこうむることは全くばかげている。キチンとした対応をしていただく。

2 経過

- (1) 開示請求（平成26年12月26日）

年金事務所において、「平成19年9月3日作成の記録通知の返送郵便物封筒表示内容（名宛人及び返送理由等が確認できるもの）」の開示請求がなされた。（当該請求にある「記録通知」とは、「被保険者記録の事前通知（58歳通知）」を指す。以下「本件通知」という。）

- (2) 原処分（平成27年1月23日）

文書は既に廃棄されており、存在していなかった。

通常であれば、不存在であることを説明のうえ、請求の取下げを勧奨するところであるが、前述のとおり、異議申立人の強い意向があったことに鑑み、やむを得ず「文書不存在」として不開示決定した。

(3) 異議申立て（平成27年2月4日（平成27年2月6日受領））

不開示決定を取消し、開示を求める旨の異議申立てが行われる。

なお、当申立ての理由に当たっては、「別紙異議申立ての理由記載のとおり」としているが、当該別紙には、資料等を引用（一部、下線が追記されている）する形で、本件通知の送付状況、返送後の処理状況等について、予め異議申立人が用意した選択肢に沿って回答するように主張している一方、具体的な記載はない。

また、本件とは別に「照会書」として、「基礎年金番号が付された日」および「厚生年金の記録が基礎年金番号に登録された日」について回答を求める書面が添えられていた。

3 諮問庁としての見解

(1) 異議申立人は、「不開示決定に係る処分を取り消し」と主張（異議申立書の「異議申立ての趣旨」には「異議申立てに係る処分を取り消し」とあるが、誤植と思われるため、当記載があったものとして見解を述べる。）するが、前述のとおり、不開示としたのは、「返送郵便物封筒表示内容（名宛人及び返送理由等が確認できるもの）」にかかる文書が、「文書不存在」であったためである。

(2) 一方、異議申立人が本来求めているのは、「機構からの本件通知が届かなかった理由」であると推察されるが、当機構としては送付した文書等の「返送状況」についての管理はしているものの、郵便の「未達理由」については不明である。

4 結論

以上のことから、日本年金機構は対象文書を保有していないため、本件不服申立ては棄却すべきものと考ええる。

5 補足

以上、見解などを述べてきたが、遺漏なきよう以下のとおり補足する。

(1) 当時の文書保存の取扱いについては次のとおりであり、妥当であったと考えられる。

ア TA請求書の事業は、平成17年9月15日庁文発第0915001号「裁定請求書の事前送付の実施について」により、平成17年10月から実施していたが、法制化されたのは「厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第1号。平成25年1月9日に公布。）」による。

イ 一方、平成17年9月15日庁業発第16号「裁定請求書の事前

送付の実施に伴う事務取扱いについて」により、「被保険者記録の事前通知」（５８歳時送付通知）が未送達であって、住所変更処理が行われていない者は、ＴＡ請求書の送付の対象としないとされている。ウ また、当時の内部処理要領により、未送達分（年金加入記録のお知らせ）は、封筒を破棄することとしており、その要領に沿って処理をしたもの。

(2) なお、当異議申立てに「照会書」と題する書面が添付されていたが、本件には直接関わりの無い、一般的な質問内容であったため、別途、年金事務所から回答を終えていることを申し添える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２７年４月３日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年５月１２日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成２８年７月１４日 審議
- ⑤ 同月２８日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人に係る平成１９年９月３日作成の「被保険者記録の事前通知（５８歳通知）」の返送郵便物封筒表示内容（名宛人及び返送理由等が確認できるもの）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

なお、本件開示請求は、本人の法定代理人（成年後見人）である異議申立人が行ったものである。

２ 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 「被保険者記録の事前通知（５８歳通知）」（以下「５８歳通知」という。）とは、平成１６年２月１６日付け社会保険庁運営部長から地方社会保険事務局長宛ての通知（庁保発第０２１６００１号）に基づき、いわゆる団塊の世代の６０歳到達を目前に控え、高齢化のピーク時における年金相談等の対応が急務となったことから、年金に係る個人情報を提供していく体制を整備するとともに、年金相談の効率化や年金決定事務の迅速化を進め、年金行政のサービスの質の向上と業務量の増大への対応を図ることを目的として実施されていたものであり、

58歳到達者で年金加入記録がある者に対し、被保険者記録の事前通知を行い、記録の確認を行っていただき、記録の追加や訂正が必要な場合は、調査・補正を行うこととしていたものである。なお、58歳通知は、平成19年11月の発送をもって、その事業は中止している。

また、58歳通知の発送は、当時の社会保険庁社会保険業務センターから対象者に行っていたものである。

イ 「ターンアラウンド請求書」(TA請求書)とは、平成17年9月15日付け社会保険庁運営部長から地方社会保険事務局長宛での通知(庁保発第0915001号)に基づき、年金請求者の利便性の向上や裁定請求漏れの防止など、年金行政のサービスの一層の向上と業務量の増大への対応を図ることを目的として実施されているものであり、年金の受給開始年齢到達月の3か月前の者に裁定請求書を送付することとしているものである。TA請求書の発送は、日本年金機構発足前は、社会保険庁社会保険業務センターから行っており、現在は日本年金機構本部業務管理部から行っている。

なお、TA請求書の発送事業は、平成25年の省令改正により法制化され、現在、厚生年金保険法施行規則128条及び国民年金法施行規則133条により規定されている。

ウ TA請求書の送付の対象としない者として、平成17年9月15日付けの社会保険業務センター総務部長等から地方社会保険事務局長宛での通知(社業発第16号)により、「58歳通知が未送達であって、住所変更処理が行われていない者」が掲げられている。

また、未送達として郵便物が返送された場合は、宛先が変わったと判断しており、年金制度において被保険者は住所に変更があった際に住所変更届の提出が義務づけられていることから、住所変更届がない場合は、住所変更処理を行っていない。

エ 処分庁では被保険者ごとに、TA請求書、58歳通知などの各通知について、システム上、「発送」や、通知が返送された場合の「未送達」の表示の収録を行っており、本人について、①58歳となる平成19年に、58歳通知を発送したが、未送達となる一方、住所変更届がなかったことから住所変更処理が行われていないこと、②その結果、上記ウにより、60歳となる平成21年に、TA請求書が送付されていなかったことが判明している。

また、本件開示請求に至った背景として、TA請求書が本人に送付されなかったため、結果として、年金の裁定請求を行う時期が遅くなり、年金支払額の一部(2か月分)に消滅時効が完成し、支払われない期間があることが判明している。本人は、30年以上、同じ住所に住んでおり、他の郵送物は全て届いていることから、58歳通知が未

送達となった理由を明確にしたいとして、本件対象保有個人情報の開示請求を行ったものである。

オ しかしながら、当時、社会保険庁が、58歳通知、TA請求書等についてのデータ入力業務を委託するに当たり、当時の内部処理要領である「被保険者記録の事前通知及び年金見込額の提供」の実施並びに「裁定請求書」及び「年金に関するお知らせ」の送付に伴うデータ入力業務の概要により、委託業務期間中に作成、汚損、棄損した個人情報の廃棄については、委託業務終了後、受託者は、委託者の指示に従い、個人情報の漏えい等が発生しないよう、適切に廃棄又は消去を行うこととしており、58歳通知の未送達分は、封筒を廃棄することとしており、その要領に従って処理を行っていることから、本件対象保有個人情報は存在しない。

なお、日本年金機構発足前の平成21年10月に、当時の社会保険庁で保管する行政文書については当面廃棄しないとの方針が定められ、それ以降は、日本年金機構においても、返送郵便物については廃棄せず、保管している。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁から、上記(1)エの前段に関連するシステムの出力帳票である「ねんきん定期便情報照会処理票」及び上記(1)オの当時の内部処理要領である「被保険者記録の事前通知及び年金見込額の提供」の実施並びに「裁定請求書」及び「年金に関するお知らせ」の送付に伴うデータ入力業務の概要の提示を求めさせ、それぞれの内容等を確認させたところ、諮問庁の説明のとおり、前者については、平成19年に、本人へ58歳通知が発送されていること、同通知が未送達となっていること及び住所変更処理が行われていないことが確認され、後者については、委託業務期間中に作成、汚損、棄損した個人情報の廃棄については、委託業務終了後、受託者は、委託者の指示に従い、個人情報の漏えい等が発生しないよう、適切に廃棄又は消去を行うこととされていることが確認された。

また、上記(1)のとおり、諮問庁の説明は、法令、通知等を確認した上でのものであり、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明には特段、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) 以上のことから、処分庁において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、日本年金機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子